

防人1第4780号
7. 9. 20
一部改正 防人1第9873号
15. 12. 19
防人計第354号
19. 1. 9
防人計第9920号
21. 8. 25

各幕僚長 殿

防 衛 庁 長 官

自衛官の2階級上位の階級への特別昇任の選考基準について（通達）

標記について、下記のとおり定める。

記

自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第30条第2号の規定に基づき、2階級上位の階級に特別昇任させることができる自衛官は、2等陸佐、2等海佐又は2等空佐以下の自衛官のうち、次に掲げる業務に従事することにより死亡又は重度の心身障害の状態となった者とする。ただし、当該自衛官の故意の犯罪行為又は重大な過失により死亡し、又は重度の心身障害の状態となった場合は、この限りではない。

- 1 機雷、不発弾その他の危険物の除去又は処理
- 2 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第6章に規定する行動のうち、特に困難な状況において行われたもの
- 3 テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法（平成20年法律第1号）第3条第2号に規定する補給支援活動のうち、特に困難な状況において行われたもの
- 4 当直勤務、警衛勤務、営外巡察勤務等又は司法警察職員としての職務のうち、特に困難な状況において行われたもの
- 5 前各項に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして防衛大臣が認めるもの